

## 2019 年度アルバータ大学 EST プログラム募集要項

### 1. プログラム概要

本プログラムは、English for Science and Technology（以下「EST」という。）プログラムと呼ばれる科学技術系の専門英語の学習を目的とし、岐阜大学の学術交流協定大学であるアルバータ大学（カナダ）において実施される。本プログラムでは、講義、ワークショップ、研究室体験等により高度な英語能力やプレゼンテーション能力を習得することが可能である。さらに、ホームステイを通じて日常英会話能力の向上と異文化への理解を深めることが期待される。

また、本プログラムは、独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が実施する海外留学支援制度（協定派遣）による給付型奨学金（以下「JASSO 奨学金」という。）の支援が採択されており、本プログラムの参加希望者のうち適格と認められた場合には、当該奨学金の受給が可能である。

### 2. 海外留学支援制度（協定派遣）について

本制度は、我が国の大学、大学院等が、諸外国の高等教育機関等と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金及び渡航支援金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的としている。

### 3. 応募資格等

#### (1) EST プログラムの応募資格

- ・本学に在籍する工学部・応用生物科学部の 3、4 年生または自然科学技術研究科の 1、2 年生

#### (2) JASSO 奨学金の受給資格・要件

- ・上記 EST プログラムの応募資格に加え、JASSO が定める資格・要件（別紙 1 を参照）を満たしていること。

#### (3) その他

- ・TOEIC650 点相当以上を推奨（スコアが低い場合でも募集状況によっては参加を認める場合がある。）
- ・JASSO 奨学金の受給資格・要件を満たさない場合でも、プログラムの応募資格を満たしている場合、EST プログラムの参加申請は可能である。

### 4. 募集定員等

- (1) プログラム募集定員：15 名
- (2) JASSO 奨学金支給人数：13 名

## 5. JASSO 奨学金支給額

160,000 円（月額 80,000 円×2 ヶ月分）

また、JASSO 奨学金支給受給候補者のうち、経済的に困窮しており一定の家計基準を満たしている場合は渡航支援金として別途 160,000 円の受給が可能（別紙 2 を参照）。

## 6. 申請書類、提出期限

本プログラムの申請希望者は、以下の書類を 2019 年 5 月 7 日（火）17 時【厳守】までにグローバル推進機構留学支援室へ提出すること。

- ・ English for Science & Technology (EST) Course Application Form 2019
  - ・ TOEIC 等の英語検定試験スコアレコードの写し（ある場合）
  - ・ 家計基準判定表（JASSO 奨学金受給希望者のみ）
  - ・ 扶養者の平成 30 年度源泉徴収票の写し（JASSO 奨学金受給希望者のみ）
- ※渡航支援金の受給希望者は別紙 2 に記載の書類を併せて提出すること。

## 7. EST プログラム参加及び JASSO 奨学金受給候補者の決定について

申請書類に基づき審査を実施し、プログラムの参加者及び JASSO 奨学金受給候補者を決定する。ただし、審査の過程において必要に応じて面接を実施する場合がある。審査結果は、5 月 24 日（金）までに、Application Form に記載された大学のメールアドレス宛に通知する。

## 8. その他連絡事項

- (1) EST プログラムの参加者及び JASSO 奨学金の受給候補者決定後、必要な手続きについては別途通知するため、その指示に従うこと。
- (2) 本学の規則に違反し学生として本分に反する行為をした場合、その他奨学金を支給することが適当でないと判断される場合、何らかの理由により本プログラムが中止になった場合等、本プログラムの参加及び JASSO 奨学金の受給資格を取消することがある。

## 9. 問い合わせ先

- (1) EST プログラム内容に関する問合せ先

グローバル推進機構 特任准教授 レイモンド・コウ

TEL : 058-293-3236

E-mail : raymond@gifu-u.ac.jp

- (2) 申請手続きに関する問合せ先

グローバル推進機構留学支援室留学支援係

TEL : 058-293-2146

E-mail : gjai05006@jim.gifu-u.ac.jp

## 第2章 派遣学生の資格・要件

次の(1)～(8)に掲げる資格及び要件を全て満たす者としてします。

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む)。

※1 日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。

※2 二重・多重国籍者においても、(1)を満たす者は対象となります。

(2) 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。

※派遣先大学等が受入を許可しても、日本に留学中の外国人留学生は本制度の対象となりません。

(3) 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。

※1 機構が実施する 2019 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とします。機構が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」(貸与型)の受給者であっても、本制度の家計基準を満たしているか、改めて確認が必要です。

※2 奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、在籍大学等において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。

※3 第二種奨学金の家計基準の目安は、機構ウェブサイトに公表しています。

「日本学生支援機構ウェブサイト(在学採用の奨学金の基準)」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/index.html>

(4) 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者。

(5) 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者。

※1 退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

※2 プログラム途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。例えば、プログラム途中に学部課程を卒業し、引き続き大学院に入学する者も要件を満たしません。

(6) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上(3.00 満点)である者。

**【前年度からの変更点】**短期研修・研究型で認められていた成績要件(成績評価係数 2.00 以上 2.30 未満)に該当する学生の推薦は、2019 年度よりできなくなりました。

[成績評価係数の算出方法]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出してください。なお、履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出してください。(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
<b>成績評価ポイント</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

(計算式)

$(\text{評価ポイント} 3 \text{ の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント} 2 \text{ の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント} 1 \text{ の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント} 0 \text{ の単位数} \times 0)$   
総登録単位数

1) 在籍課程の前年度の成績が選考時までには判明しない場合

原則、選考時の前学期分の成績から算出してください。前学期分の成績も判明しない場合は、以下2)を参照してください。

※1 学部1年次1学期目の者は、高等学校3年次の成績での算出は認められません。

※2 修士1年次1学期目の者は、学部最終年次の成績から算出しても構いません。

※3 博士1年次1学期目の者は、修士最終年次の成績から算出しても構いません。

※4 前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出してください。

2) 成績評価係数で表すことができない又は前学期分の成績も判明しない場合

学校において、客観的な学業成績の判断基準を用い、派遣学生の学業成績を総合的に判断し、成績評価係数 2.30 相当以上であるとする理由を示してください。

※1 人物像や熱意といった学業成績と異なるものにより、学業成績を判断することはできません。

※2 派遣プログラムの参加資格があることをもって、本制度の学業成績要件に該当すると判断することはできません。

※3 特定の科目(語学等)の成績のみを用いて学業成績を判断することはできません。

<客観的な学業成績の判断基準の例>

例1) 入学試験の成績が○人中上位○位までについて、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす。(入学試験の可否を基準とすることは認めません。)

例2) 修士1年次は、学部最終年次の成績が○点満点中○点以上の者について、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす。

例3) 派遣プログラム参加のための選考試験の成績が○人中上位○位までについて、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす。

例4) 算定できない科目(合格・不合格評価のみ)がある者は、算定できない科目以外の成績評価係数が 2.30 以上あり、かつ算定できない科目のうち「合格」科目が○割以上ある者について、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす。

(7) 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等(渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、当該奨学金等の支給月額(複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が、本制度による奨学金月額を超えない者。

※1 「本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等」(以下、「他の奨学金」という。)とは派遣学生に直接支給されるものを指します。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金に該当しません。

※2 他の奨学金が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。

※3 他の奨学金に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えないかを確認してください。

※4 他の奨学金に渡航に係る費用が含まれている場合は、本制度の「渡航支援金」と併給することはできません。いずれかを選択してください。「渡航支援金」についての詳細は、9頁「(2) 渡航支援金」及び11頁「3. 渡航支援金について」を確認してください。

※5 報酬を伴う研修やインターンシップ等を含むプログラムに参加する場合は、他の奨学金同様、支給月額が本制度による奨学金月額を超えなければ、併給可能です。

※6 機構が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」(貸与型)との併給は可能です。なお、留学期間中の貸与を休止する場合は、各学校の国内の奨学金(貸与型)担当者を通じて、休止手続き(「異動願」の提出)をとってください。継続希望の場合、「留学奨学金継続願」の提出は必要ありません。

※7 機構が実施する海外留学の奨学金「第一種奨学金(海外協定派遣対象)」は、本制度による派遣学生のうち、別に定める要件を満たす者(諸外国の高等教育機関等への留学期間3か月以上1年以内の者等)を対象としています。申請する場合は、事前に本制度の派遣学生として承認されていることが必要です。

※8 機構が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められません。なお、留学期間中の給付を休止する場合は、各学校の国内の奨学金(給付型)担当者を通じて、休止手続き(「異動願」の提出)をとってください。**【今年度から追加】**

- ※9 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」との併給は認められません。
- ※10 他の奨学金を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、ご注意ください。
- ※11 在籍大学等や他の団体から、留学する・しないに関係なく支給されている奨学金は、他の奨学金に該当しません。

(8)外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。

- ※1 外務省の「海外安全ホームページ」の地図に、派遣先大学等の都市名が書かれていない場合は、地図を見て判断してください。
- ※2 派遣学生の留学期間中に派遣先大学等の所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせます。

<参考> ■レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。  
■レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)  
■レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

- ※3 安全情報は刻々と変化します。常に最新の情報をもって、派遣学生の安全を確認してください。
- ※4 22 頁「(2)5)海外安全情報(危険情報)」及び 46 頁「3. 派遣学生等の安全管理」も確認してください。

10	複数回派遣 1回目：2019年7月30日～2019年8月8日 2回目：2019年8月13日～2019年8月21日 3回目：2019年8月24日～2019年9月1日	28日 (10+9+9)	1回	7月
11	複数回派遣 1回目：2019年4月1日～2019年4月10日 2回目：2019年10月1日～2019年10月20日 3回目：2020年1月10日～2020年1月21日	42日 (10+20+12)	2回	1回目：4月、 2回目：2020年1月
12	複数回派遣 1回目：2019年6月27日～2019年7月5日 2回目：2019年7月20日～2019年10月3日	85日 (9+76)	3回	1回目：6月、 2回目：8月、 3回目：9月

※同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合、各プログラムの派遣期間が重複していないことを確認してください。重複していない場合は、各プログラムで支給対象月を決定します(「例○」参照)。1日でも重複している場合は、後から派遣されるプログラムは支援対象外になります(「例×」参照)。

例	支援開始日～支援終了日	派遣日数	支給対象月	支給月数(回数)
○	プログラムE: 7月9日～8月10日 プログラムT: 8月19日～9月17日	E:33日間 T:30日間	E:7、8月 T:8月 ↑ 【前年度からの変更点】平成30(2018)年度は支給対象月が重なる場合は支給不可だったが、2019年度は、支給対象月(8月)が重複していても、派遣期間が重複していない場合は支給可。	E:2回 T:1回
×	プログラムE: 7月11日～9月1日 プログラムT: 9月1日～10月9日	E:53日間 T:39日間	E:7、8月  プログラムTの支給対象月は9月の1回となり、プログラムEと支給対象月は重複していないが、派遣期間(9月1日)が重複しているためプログラムTは支援対象外となる。	E:2回 のみ

#### (4) 支給方法

(1)～(3)により決定した支給対象月に、派遣学生の在籍確認を行い、その後、原則、同じ支給対象月内に派遣学生に奨学金を支給してください。在籍確認を行わずに奨学金を支給することはできません。

(3)の※同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合の「例○」のように、複数プログラムで同じ支給対象月(「例○」の場合は8月)がある場合は、それぞれのプログラムごとに在籍確認が必要です。在籍確認と奨学金支給についての詳細は、33頁「第6章 「在籍確認」、派遣学生への奨学金・渡航支援金支給及び「受領確認」」を確認してください。

### 3. 渡航支援金について

#### (1) 家計基準

世帯の所得金額が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

※1 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。

※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※3 養育費は収入に含みません。

(2) 所得金額を確認すべき対象者及び学校に提出すべき書類

所得金額を確認すべき対象者は、派遣学生が父母等に扶養されているのか、派遣学生本人が生計を立てているのか(以下「独立生計者」という。)により異なります。また、保護者又は世帯の構成によっても異なります。対象者に所得がない場合でも、所得がないことを確認する必要があります。

本制度では、独立生計者と認定するためには、以下の①～③を満たしていることを書類により証明する必要があります。証明できない場合は、父母等に扶養されているとみなします。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 派遣学生本人(配偶者があるときは配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされている者

<派遣学生が父母等に扶養されている場合>

提出対象者	学校に提出すべき書類
父母双方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父の所得を証明する書類</li> <li>・母の所得を証明する書類</li> <li>・「家族構成申告書」(様式R-3)【今年度から追加】</li> </ul>
父母のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父又は母の所得を証明する書類</li> <li>・「家族構成申告書」(様式R-3)【今年度から追加】</li> </ul>
父母以外 (例:祖父母、兄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母以外(複数いる場合は全員分)の所得を証明する書類</li> <li>・「家族構成申告書」(様式R-3)【今年度から追加】</li> </ul>

- ※1 父母が別居していても、離婚が成立していない場合は、父母双方の書類が必要です。
- ※2 離婚により同居している親とは別の親に扶養されている場合、提出対象者は同居している親となります。親元を離れて暮らしている場合は、帰省先等の親としてください。
- ※3 父母以外に扶養されていても、父母双方又はいずれかが同居している場合は、提出対象者は父母双方又はいずれかとなります。

<派遣学生が独立生計者の場合>

提出対象者	学校に提出すべき書類
派遣学生のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣学生の所得(38万円以上)を証明する書類</li> <li>・派遣学生及び父母等の住民票(世帯全員分)(写し可) ※申請時3か月以内に発行されたもの</li> <li>・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式R-2)</li> </ul>
派遣学生 及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣学生及び配偶者の所得(双方の合算で38万円以上)を証明する書類</li> <li>・派遣学生及び配偶者の住民票(世帯全員分)(写し可) ※申請時3か月以内に発行されたもの</li> <li>・派遣学生及び配偶者の父母等の住民票(世帯全員分)(写し可) ※申請時3か月以内に発行されたもの</li> <li>・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式R-2)</li> </ul>
<p>【派遣学生(及び配偶者)の所得が38万円未満の場合】</p> <p>所得が38万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。</p> <p>○奨学金(給付型又は貸与型)を受給している者 平成30年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類 ※平成30年中の受給総額が103万円を超えることを確認してください。 ※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。</p> <p>○預貯金を切り崩して生活している者 生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写し ※3か月分支出額の平均から算出される12か月分支出額が103万円を超えることを確認してください。</p>	

(3) 所得を証明する年及び書類

原則、平成30年中の所得で、(1)家計基準を満たしているか確認してください。ただし、2019年6月頃までに派遣学生として登録する者で、平成30年中の所得証明書の発行が間に合わない場合は、平成29年中の所得証明書で構いません。

所得を証明する年	所得を証明する書類
平成30年中	市区町村役場発行の所得証明書(写し可) ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。 例: 課税証明書、非課税証明書、など

※1 父母等が海外勤務の場合は、給与明細書(平成30年1~12月分)の写しにより、「総支給額(支払総額)」「(税込)」を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。

※2 市区町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類で確認しても構いません。その場合は、必ず平成30年中の所得を確認してください。複数の収入がある場合は、それぞれについて証明書類が必要です。

給与所得の場合	源泉徴収票の写し ・給与所得のみの世帯 ※源泉徴収票の「支払金額」欄を確認してください。 ・給与所得以外の所得を含む世帯 ※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。
給与所得以外の場合	確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し ※確定申告書(控)の「所得金額」欄を確認してください。 ※郵送や持参により確定申告を行っている場合は、写しに税務署の受付印があるか確認してください。 ※電子申告(e-Tax)により確定申告を行っている場合は、「受信通知」又は「即時通知」の写しを提出させてください。

(4) 提出書類(派遣学生→学校)

**【書類の保管】**(2)及び(3)の提出書類は、2025年3月31日(当該派遣学生の登録年度の翌年度4月1日から5年間)まで、学校において適切に保管してください。機構から提出を求めることがあります。

(5) 提出書類(学校→機構)

学校は、申請者や所得を証明する書類等の情報を記入した「渡航支援金家計基準確認書(登録申請月\_\_月分)」「(様式R-1)」を、登録申請月ごとに作成し、機構に提出してください。作成・提出方法についての詳細は、14頁「第4章 派遣学生の登録申請、奨学金・渡航支援金支給申請～機構による登録承認、送金」を確認してください。

(6) 支給方法

学校から派遣学生への支給は、原則、渡航前に行ってください。渡航前に支給できない場合は、初回の奨学金支給時までに行ってください。支給についての詳細は、33頁「第6章 「在籍確認」、派遣学生への奨学金・渡航支援金支給及び「受領確認」」を確認してください。